

※この法令は廃止されています。
平成十三年法務省令第十三号

地方入国管理局組織規則

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十一条第四項、第二十二條第三項及び第二十三條第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規程の全部を改正する命令を次のように定める。

地方入国管理局組織規程（昭和五十六年法務省令第十六号）の全部を次のように改正する。
（地方入国管理局に置く課等）

第一条 地方入国管理局に、次に掲げる課を置く。

総務課

職員課（東京入国管理局に限る。）

会計課（東京入国管理局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局及び福岡入国管理局に限る。）
用度課（東京入国管理局に限る。）

2 前項に掲げる課のほか、東京入国管理局に審査監理官二人、警備監理官二人、首席審査官十三人及び首席入国警備官九人を、名古屋入国管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官七人及び首席入国警備官五人を、大阪入国管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官六人及び首席入国警備官五人を、広島入国管理局及び福岡入国管理局にそれぞれ首席審査官二人及び首席入国警備官一人を、その他の地方入国管理局に首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。

（総務課の所掌事務）

第二条 総務課は、次に掲げる事務（東京入国管理局の総務課においては第二号及び第七号から第十一号までに掲げる事務を、大阪入国管理局、名古屋入国管理局及び福岡入国管理局の総務課においては第七号から第十一号までに掲げる事務を除く。）をつかさどる。

- 一 公印の保管に関する事。
- 二 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 四 統計報告に関する事。
- 五 渉外、広報及び行政相談に関する事。
- 六 職員の福利厚生に関する事。
- 七 職員の安全管理に関する事。
- 八 予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。
- 九 地方入国管理局所属の国有財産及び物品の管理に関する事。
- 十 債権に関する事。
- 十一 保管金に関する事。
- 十二 入国者収容所等視察委員会の庶務に関する事（東京入国管理局及び大阪入国管理局に限る。）。
- 十三 局内の所掌事務の連絡調整に関する事（第七條第三項及び第八條第三項に規定する事務を除く。）。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、地方入国管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（職員課の所掌事務）

第三条 職員課は、前条第二号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第四条 会計課は、第二条第七号から第十一号までに掲げる事務（東京入国管理局においては第二条第七号及び第九号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

（用度課の所掌事務）

第五条 用度課は、第二条第七号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

第六条 削除

（首席審査官の職務）

第七条 首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 在留資格認定証明書の交付その他外国人の上陸の審査の事前審査に関する事。
- 二 外国人の上陸の許可に関する事（第一号及び第十三号に掲げる事務を除く。）。
- 三 外国人の出国並びに再入国の許可及び再入国の許可の取消しに関する事。
- 四 日本人の出国及び帰国に関する事。
- 五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任に関する事。
- 六 外国人の在留資格の取得及び変更、在留期間の更新並びに資格外活動の許可及び資格外活動の許可の取消しに関する事。
- 七 外国人の永住の許可に関する事。
- 八 外国人の在留資格の取消しに関する事。
- 九 就労資格証明書の交付に関する事。
- 十 在留カードの作成、交付及び返納に関する事。
- 十一 特別永住者証明書の作成、交付及び返納に関する事。
- 十二 中長期在留者に係る届出に関する事（中長期在留者の住居地に関する届出を除く。）。
- 十三 一時庇護のための上陸の許可に関する事。
- 十四 難民の認定及び難民の認定の取消しに関する事。
- 十五 仮滞在の許可に関する事。
- 十六 難民旅行証明書の交付及び返納命令に関する事。
- 十七 入管法第四十五条第一項の規定による審査（以下「違反審査」という。）に関する事。
- 十八 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事。
- 十九 被収容者の放免、仮放免及び仮放免の取消しに関する事。
- 二十 出国命令に関する事。
- 二十一 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出に関する事。
- 二十二 難民の認定をしない処分、難民の認定の申請に係る不作為及び難民の認定の取消しについての審査請求（以下単に「審査請求」という。）に関する事。
- 二十三 保証金の納付、返還及び没取に関する事。
- 二十四 通報者に対する報償金の交付に関する事。
- 二十五 行政訴訟に関する関係機関との連絡調整に関する事。
- 二十六 出入国及び外国人の在留の管理に関する一般的な調査に関する事。
- 二十七 出入国及び外国人の在留の管理並びに難民の認定に関する情報の管理に関する事（次条第一項第五号に掲げる事務を除く。）。
- 二十八 電子計算機の運用及び保守に関する事（次条第一項第六号に掲げる事務を除く。）。
- 二十九 関係機関との連絡調整に関する事（次条第一項第八号の違反調査に係る関係行政機関との連絡調整に関する事務を除く。）。

2 東京入国管理局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局、広島入国管理局及び福岡入国管理局に置く首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
東京入国管理局	当	前項第二号から第五号まで、第八号、第十号及び第十二号に掲げる事務並びに同項第二十九号に掲げる事務（在留管理情報担当、就労審査第一担当、就労審査第二担当、留学審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当、難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）
名古屋入国管理局	分	前項第十号から第十二号まで及び第二十九号に掲げる事務並びに中長期在留者に係る届出に関する同項第二十七号に掲げる事務
大阪入国管理局	担	
広島入国管理局	当	
福岡入国管理局	分	

長崎出張所、同局対馬出張所、同局大分出張所、同局宮崎出張所、同局鹿児島出張所及び福岡入国管理局那覇支局那覇空港出張所にそれぞれ首席審査官一人を置く。 (出張所に置く首席審査官等の職務等)	第二十一条 出張所に置く首席審査官等の職務等は、次の表のとおりとする。	出張所	出張所
函館出張所 千歳苫小牧出張所 仙台空港出張所 水戸出張所 高崎出張所 新潟出張所 富山出張所 金沢出張所 静岡出張所 京都出張所 岡山出張所 広島空港出張所 下関出張所 北九州出張所 博多港出張所 長崎出張所 対馬出張所 大分出張所 宮崎出張所 鹿児島出張所 那覇空港出張所 さいたま出張所 千葉出張所 新宿出張所 立川出張所	首席審査官等 職務等	第七條第一項各号に掲げる事務	第七條第一項各号に掲げる事務 当該出張所の第一、第二、第三、第四号及び第六号から第九号の職員で局長が主として掲げる事務(予算、決算、会計の監査及び国有財産の管理)に関するもの 二 第八條第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務
福岡空港出張所	首席審査官	第七條第一項第二号から第二十九号までに掲げる事務	第七條第一項各号に掲げる事務 当該出張所の第一、第二、第三、第四号及び第六号から第九号の職員で局長が主として掲げる事務(予算、決算、会計の監査及び国有財産の管理)に関するもの 二 第八條第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務
東部出張所	当該出張所の職員で局長が指定するもの	第二條第一項第一号、第三号、第四号及び第六号から第九号の職員で局長が主として掲げる事務(予算、決算、会計の監査及び国有財産の管理)に関するものを除く。 二 第七條第一項各号に掲げる事務 三 第八條第一項第一号から第八号まで及び第十五号から第十七号までに掲げる事務	第七條第一項各号に掲げる事務 当該出張所の第一、第二、第三、第四号及び第六号から第九号の職員で局長が主として掲げる事務(予算、決算、会計の監査及び国有財産の管理)に関するものを除く。 二 第七條第一項各号に掲げる事務 三 第八條第一項第一号から第八号まで及び第十五号から第十七号までに掲げる事務

その他の出張所	当該出張所の職員で局長が主として掲げる事務(予算、決算、会計の監査及び国有財産の管理)に関するものを除く。 二 第七條第一項各号に掲げる事務(出張所長が主任審査官に指定されていない出張所においては、同項第十八号及び第十九号に掲げる事務を除く)。 三 第八條第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる事務
(統括審査官)	第二十二條 地方入国管理局、地方入国管理局の支局、地方入国管理局の出張所及び地方入国管理局の支局の出張所を通じて統括審査官二百五十八人以上を置く。 2 統括審査官の配置は、法務大臣が定める。 3 統括審査官は、命を受けて、第七條第一項各号及び第三項に掲げる事務のうち局長の指定する分担任する事務を統括する。 (統括入国警備官)
第二十三條 地方入国管理局、地方入国管理局の支局、地方入国管理局の出張所及び地方入国管理局の支局の出張所を通じて統括入国警備官百六人以上を置く。 2 統括入国警備官の配置は、法務大臣が定める。 3 統括入国警備官は、命を受けて、第八條第一項各号及び第三項に掲げる事務のうち局長の指定する分担任する事務を統括する。 (職員)の駐在	第二十四條 局長は、必要があると認めるときは、職員を、その勤務庁の所在する地以外の地に駐在勤務させることができる。
第二十五條 この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、局長が法務大臣の承認を受けて定める。	附則 (施行期日) 1 この中央省庁等改革推進本部令(次項において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。 (この本部令の効力) 2 この本部令は、その施行の日に、地方入国管理局組織規則(平成十三年法務省令第十三号)となるものとする。
附則 (平成二二年二月二二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号) この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。	附則 (平成二三年三月三〇日法務省令第四五号) この省令中第一条の規定は平成十三年四月一日から、第二条の規定は同年五月一日から施行する。
附則 (平成二三年九月二八日法務省令第七一七号) この省令中東京入国管理局横浜支局横須賀港出張所の項及び福岡入国管理局鹿児島出張所の項を削る改正規定は平成十三年十月一日から、名古屋入国管理局清水港出張所の項及び名古屋入国管理局田子の浦港出張所の項を削る改正規定並びに名古屋入国管理局静岡出張所の項を加える改正規定は同年十二月一日から施行する。	附則 (平成二四年四月二日法務省令第二四号) この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附則 (平成二四年一月二九日法務省令第五五号)

この省令は、平成十四年十二月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中広島入国管理局岩国港出張所の項及び福岡入国管理局八代港出張所の項を削る部分は、同年十一月一日から施行する。

附則（平成十五年四月一日法務省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表中広島入国管理局徳山港出張所の項の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附則（平成十五年一月二十九日法務省令第七三三号）

この省令は、平成十五年十一月一日から施行する。

附則（平成十六年二月二十五日法務省令第一〇号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成十六年四月一日法務省令第三三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十六年一月三〇日法務省令第八二二号）

この省令は、平成十六年十二月二日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同月一日から施行する。

附則（平成十七年二月二十六日法務省令第一七号）

この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表中広島入国管理局広島空港出張所の項の改正規定 平成十七年三月二十二日

二 別表中東京入国管理局直江津港出張所の項の改正規定 平成十七年四月一日

附則（平成十七年四月一日法務省令第五四四号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成十七年五月二三日法務省令第七〇号）

この省令は、平成十七年五月十六日から施行する。

附則（平成十七年九月二八日法務省令第九六号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成十八年三月三一日法務省令第四一四号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十九年三月三〇日法務省令第二四四号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成十九年二月二〇日法務省令第六八号）

この省令は、平成十九年十二月二十五日から施行する。

附則（平成二十年三月三一日法務省令第一四四号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二十年六月一八日法務省令第四三三三号）

この省令は、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十年政令第九十七号）の施行の日から、第三条の規定はこの省令の公布の日から施行し、同条の規定による改正後の地方入国管理局組織規則の規定は、平成二十年四月十四日から適用する。

附則（平成二十一年三月三一日法務省令第一一〇号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年六月八日から施行する。

附則（平成二十二年四月一日法務省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第七条及び第十五条第二項の表東京入国管理局横浜支局の項の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

附則（平成二十三年三月三一日法務省令第一二二号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年一月二七日法務省令第二二二号）

この省令は、平成二十四年二月二十七日から施行する。

附則（平成二十四年四月六日法務省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年七月六日法務省令第三一三三号）

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附則（平成二五年五月二六日法務省令第一二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年三月二八日法務省令第一一〇号）

この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年一月〇月六日法務省令第二二八号）

この省令は、平成二六年十月六日から施行する。

附則（平成二七年四月一〇日法務省令第二二五号）

この省令は、平成二七年四月十日から施行する。

附則（平成二七年九月三〇日法務省令第四六号）

この省令は、平成二七年十月一日から施行する。

附則（平成二八年三月三一日法務省令第二六号）

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年二月二六日法務省令第四六号）

この省令は、平成二九年一月一日から施行する。

附則（平成二九年三月三一日法務省令第一四四号）

この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月三〇日法務省令第一二二号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

別表（第十八条関係）

名称	位置
札幌入国管理局函館出張所	函館市
札幌入国管理局旭川出張所	旭川市
札幌入国管理局釧路港出張所	釧路市
札幌入国管理局稚内港出張所	稚内市
札幌入国管理局千歳苫小牧出張所	千歳市
仙台入国管理局青森出張所	青森市
仙台入国管理局盛岡出張所	盛岡市
仙台入国管理局仙台空港出張所	名取市
仙台入国管理局秋田出張所	秋田市
仙台入国管理局酒田港出張所	酒田市
仙台入国管理局郡山出張所	郡山市
東京入国管理局水戸出張所	水戸市
東京入国管理局宇都宮出張所	宇都宮市
東京入国管理局高崎出張所	高崎市
東京入国管理局さいたま出張所	さいたま市
東京入国管理局千葉出張所	千葉市
東京入国管理局新宿出張所	東京都新宿区
東京入国管理局東部出張所	東京都江戸川区

東京入国管理局立川出張所	国立市
東京入国管理局新潟出張所	新潟市
東京入国管理局甲府出張所	甲府市
東京入国管理局長野出張所	長野市
東京入国管理局横浜支局川崎出張所	川崎市
名古屋入国管理局金山出張所	富山市
名古屋入国管理局金沢出張所	金沢市
名古屋入国管理局福井出張所	福井市
名古屋入国管理局岐阜出張所	岐阜市
名古屋入国管理局静岡出張所	静岡市
名古屋入国管理局浜松出張所	浜松市
名古屋入国管理局豊橋港出張所	豊橋市
名古屋入国管理局四日市港出張所	四日市市
大阪入国管理局大津出張所	大津市
大阪入国管理局京都出張所	京都市
大阪入国管理局舞鶴港出張所	舞鶴市
大阪入国管理局奈良出張所	奈良市
大阪入国管理局和歌山出張所	和歌山市
大阪入国管理局神戸支局姫路港出張所	姫路市
広島入国管理局境港出張所	境港市
広島入国管理局松江出張所	松江市
広島入国管理局岡山出張所	岡山市
広島入国管理局福山出張所	福山市
広島入国管理局広島空港出張所	三原市
広島入国管理局下関出張所	下関市
広島入国管理局周南出張所	周南市
高松入国管理局小松島港出張所	小松島市
高松入国管理局松山出張所	松山市
高松入国管理局高知出張所	高知市
福岡入国管理局北九州出張所	北九州市
福岡入国管理局博多港出張所	福岡市
福岡入国管理局福岡空港出張所	福岡市
福岡入国管理局佐賀出張所	福岡市
福岡入国管理局長崎出張所	佐賀市
福岡入国管理局対馬出張所	長崎市
福岡入国管理局熊本出張所	対馬市
福岡入国管理局大分出張所	熊本市
福岡入国管理局宮崎出張所	大分市
福岡入国管理局鹿児島出張所	宮崎市
福岡入国管理局鹿兒島出張所	鹿児島市
福岡入国管理局那覇支局那覇空港出張所	那覇市
福岡入国管理局那覇支局石垣港出張所	石垣市
福岡入国管理局那覇支局嘉手納出張所	沖繩県中頭郡嘉手納町
福岡入国管理局那覇支局宮古島出張所	宮古島市